

(現職会員の皆様へ：2022 年 11 月 2 日現在)

～新型コロナウイルス感染症に関する冲教済の給付金について～

注意：以下の記載は 2022 年 11 月 2 日時点の内容であり、今後法令の改正等により変更する可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受け、入院や自宅療養・宿泊療養をした現職の冲教済会員が対象です(請求期限 3 年)。

- ※ 証明書等の診断日から就業規制解除日までの期間が給付対象です。
- ※ 濃厚接触や自主的な隔離による待機期間は対象外となります。
- ※ 陽性判定を受けた期間によって、受給要件が異なります。

2022 年 9 月 25 日以前に陽性判定を受けた方

(2022 年 9 月 26 日以降に陽性判定を受けた方は、2 ページ目でご確認ください)

厚生会員・退互部現職会員が給付対象となります。

● 2021 年度までに陽性判定を受けた方

- ・入院療養見舞金 1 日につき 1,000 円 (厚生会員)
- ・療養補助金 1 日につき 300 円 (退互部現職会員)
- ※ 療養補助金は、7 日以上療養が対象となります。

● 2022 年 4 月 1 日 ～ 9 月 25 日に陽性判定を受けた方

- ・入院療養見舞金 1 日につき 1,000 円 (厚生会員)
- ※ 2022 年度から療養補助金が療養見舞金(30 日以上療養が対象)へ変更となったため、療養補助金は該当しません。

－ 請求方法 －

- 1：請求書(冲教済 HP からダウンロード)
- 2：添付書類(保健所発行の①か②いずれか(コピー可))
 - ①「就業制限開始の通知書」 及び 「解除の通知書」
 - ②「療養証明書」(各保健所 HP より電子申請が可能です[沖縄県 療養証明書]で検索)

注：那覇市保健所管轄の方は、②の電子申請が利用出来ません。

詳しく是那覇市保健所の HP をご確認ください。

この場合、開始日を証明する「療養証明画面」(My HER-SYS(マイハーシス))と、終了日を証明する「就業制限解除の SMS」(保健所)でご請求頂けます。

2022 年 9 月 26 日以降に陽性判定を受けた方

(2022 年 9 月 25 日以前に陽性判定を受けた方は、1 ページ目でご確認ください)

以下の①～④に該当する厚生会員が給付対象となります。

- ① 65 歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与、または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠中の方

- 入院療養見舞金 1 日につき 1,000 円 (厚生会員)

※ 2022 年度から療養補助金が療養見舞金(30 日以上療養が対象)へ変更となったため、療養補助金は該当しません。

— 請求方法 —

1：請求書(冲教済 HP からダウンロード)

2：添付書類(次の(1)、(2)の両方(コピー可)が必要となります)

(1) 保健所等から発行された療養期間が確認できる証明書
(就業制限通知書、療養証明書等)

(2) 給付対象者であることを証明する書類(以下①～④のいずれか 1 つ)

- ① 65 歳以上の方：追加書類不要
- ② 入院を要する方：入院期間が確認できる書類(領収書、診断書等)
- ③-1 治療薬を投与・処方された方：治療薬の投与・処方が確認できる書類
(処方箋等)
- ③-2 酸素投与を受けた方：酸素投与等が確認できる書類(診療報酬明細書等)
- ④ 妊娠中の方：母子手帳表紙の写し(氏名、交付日が記載されているページ)

ご質問等ございましたら、担当支部までご相談ください。

一般社団法人 沖縄県教職員共済会

国 頭：0980-52-3272

中 頭：098-937-9935

那 覇：098-975-7451

島 尻：098-998-6278

宮 古：0980-72-2222

八重山：0980-83-7698

本 部：098-867-1760